

第3号議案

宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

宮城県教育委員会行政組織規則（昭和41年宮城県教育委員会規則第4号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成26年3月17日提出

宮城県教育委員会教育長 高 橋 仁

(参考)

## 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正の概要について

---

### 1 改正の内容

#### (1) 本庁関係課室の再編等に係る改正

高校教育改革の推進等に係る事務を一体的に行うため、高校教育課の分掌事務の一部を教育企画室へ移管するとともに、教育企画室に教育行政に係る情報化に関する事務を追加することとして、関係規定を改正する。

【改正：第8条の2，第11条，第13条関係】

#### (2) 県立学校の廃止及び新設等に係る改正

##### ○ 県立学校の廃止

平成26年3月31日をもって、宮城県女川高等学校が閉校となることから、関係規定から同校の名称等を削除する。

##### ○ 県立学校の新設

平成26年4月1日から、宮城県小松島支援学校が開校することから、関係規定に同校の名称等を追加する。

##### ○ 県立学校の移転

平成24年度に開校した宮城県美田園高等学校（県立通信制高等学校）について、平成25年度に宮城県仙台第一高等学校内から「まなウェルみやぎ（所在地：名取市）」へ移転したことから、関係規定を改正する。

【改正：第26条関係】

### 2 施行期日

平成26年4月1日

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則  
宮城県教育委員会行政組織規則（昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

- 一 第八条の二中第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。
- 二 県立高校将来構想の推進に関すること。
- 三 高等学校及び県立中学校の組織編制及び収容定員に関すること。
- 四 県立中学校の設置及び廃止に関すること。
- 五 第八条の二に次の一号を加える。
- 六 教育行政の情報化の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。

第十一条第一号中「（高校教育課）」を「（教育企画室）」に改め、同条第二号中「中学校」の下に「（教育企画室の分掌に係るものを除く。）」を加える。

第十三条第一号中「及び県立中学校」を削り、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、第十四号を第十二号とし、第十五号を第十三号とする。

第二十六条の表中

宮城県宮城野高等学校	仙 台 市
宮城県美田園高等学校	
宮城県工業高等学校	

を

宮城県女川高等学校	宮城県小牛田農林高等学校	宮城県南郷高等学校
牡鹿郡女川町	遠田郡美里町	

を

宮城県農業高等学校	宮城県美田園高等学校	宮城県名取北高等学校
名取市		

に、

宮城県農業高等学校	宮城県名取北高等学校
名取市	

を

宮城県工業高等学校	宮城県宮城野高等学校
仙台市	

に、

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則

宮城県立拓桃支援学校	宮城県立小松島支援学校	宮城県立光明支援学校
仙 台 市		

に改める。

宮城県立拓桃支援学校	宮城県立光明支援学校
仙 台 市	

を

宮城県小牛田農林高等学校	宮城県南郷高等学校
遠田郡美里町	

に、

宮城県教育委員会行政組織規則（昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号）新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>第一条～第八条 （教育企画室） （略）</p> <p>第八条の二 教育企画室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 教育行政に関する総合的な企画及び立案に関する事 二 県立高校将来構想の推進に関する事。 三 高等学校及び県立中学校の組織編制及び収容定員に関する事。 四 県立中学校の設置及び廃止に関する事。 五 学力向上の推進に関する企画及び調整に関する事。 六 教育行政の情報化の総合的な企画及び調整並びに推進に関する事。</p> <p>第九条及び第十条 （略）</p> <p>（義務教育課）</p> <p>第十一条 義務教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 小学校、中学校（教育企画室の分掌に係るものを除く。）及び特別支援学校の設置及び廃止に関する事。 二 小学校、中学校（教育企画室の分掌に係るものを除く。）及び特別支援学校の学級編制及び教職員定数に関する事。 三～九 （略）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>（高校教育課）</p> <p>第十三条 高校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>第一条～第八条 （教育企画室） （略）</p> <p>第八条の二 教育企画室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 教育行政に関する総合的な企画及び立案に関する事 二 学力向上の推進に関する企画及び調整に関する事。</p> <p>第九条及び第十条 （略）</p> <p>（義務教育課）</p> <p>第十一条 義務教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 小学校、中学校（高校教育課の分掌に係るものを除く。）及び特別支援学校の設置及び廃止に関する事。 二 小学校、中学校及び特別支援学校の学級編制及び教職員定数に関する事。 三～九 （略）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>（高校教育課）</p> <p>第十三条 高校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>○教育企画室と高校教育課の再編等（以下同じ）</p>

- 一 高等学校の設置及び廃止に関すること。
- 二 高等学校の学級編制及び教職員定数に関すること。
- 三 高等学校及び県立中学校の管理運営に関すること。
- 四 高等学校卒業程度認定試験に関すること。
- 五 高等学校及び県立中学校の教育課程に関すること。
- 六 高等学校及び県立中学校の学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。
- 七 高等学校及び県立中学校の教科用図書その他の教材に関すること。
- 八 高等学校及び県立中学校の入学者選抜に関すること。
- 九 高等学校技能連携制度に関すること。
- 十 高等学校に関する教育団体の育成及び指導に関すること。
- 十一 中高一貫教育の推進に関すること。
- 十二 奨学金及び育英に関すること。
- 十三 海洋総合実習船に関すること。

第十四条～第二十五条 (略)

(設置)

第二十六条 県立学校条例(昭和三十九年宮城県条例第十六号)により設置された高等学校、中学校及び特別支援学校の名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位	置
宮城県仙台第一高等学校			

- 一 高等学校及び県立中学校の設置及び廃止に関すること。
- 二 高等学校の学級編制及び教職員定数に関すること。
- 三 高等学校及び県立中学校の組織編制及び収容定員に関すること。
- 四 高等学校及び県立中学校の管理運営に関すること。
- 五 高等学校卒業程度認定試験に関すること。
- 六 高等学校及び県立中学校の教育課程に関すること。
- 七 高等学校及び県立中学校の学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。
- 八 高等学校及び県立中学校の教科用図書その他の教材に関すること。
- 九 高等学校及び県立中学校の入学者選抜に関すること。
- 十 高等学校技能連携制度に関すること。
- 十一 高等学校に関する教育団体の育成及び指導に関すること。
- 十二 県立高校将来構想の推進に関すること。
- 十三 中高一貫教育の推進に関すること。
- 十四 奨学及び育英に関すること。
- 十五 海洋総合実習船に関すること。

第十四条～第二十五条 (略)

(設置)

第二十六条 県立学校条例(昭和三十九年宮城県条例第十六号)により設置された高等学校、中学校及び特別支援学校の名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位	置
宮城県仙台第一高等学校			

宮城県仙台第二高等学校	宮城県仙台第三高等学校	宮城県宮城第一高等学校	宮城県仙台二華高等学校	宮城県仙台三桜高等学校	宮城県泉高等学校	宮城県仙台南高等学校	宮城県泉松陵高等学校	宮城県泉館山高等学校	宮城県仙台北西高等学校	宮城県仙台東高等学校	宮城県宮城広瀬高等学校	宮城県宮城野高等学校	
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	----------	------------	------------	------------	-------------	------------	-------------	------------	--

仙  
台  
市

宮城県仙台第二高等学校	宮城県仙台第三高等学校	宮城県宮城第一高等学校	宮城県仙台二華高等学校	宮城県仙台三桜高等学校	宮城県泉高等学校	宮城県仙台南高等学校	宮城県泉松陵高等学校	宮城県泉館山高等学校	宮城県仙台北西高等学校	宮城県仙台東高等学校	宮城県宮城野高等学校	宮城県美田園高等学校	
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	----------	------------	------------	------------	-------------	------------	------------	------------	--

仙  
台  
市

○高等学校の移転



宮城県立拓桃支援学校	宮城県立小松島支援学校	宮城県立光明支援学校	宮城県立聴覚支援学校	宮城県立視覚支援学校	(略)	宮城県志津川高等学校	(略)	宮城県農業高等学校	宮城県美田園高等学校	宮城県名取北高等学校	(略)	宮城県第二工業高等学校	宮城県工業高等学校
仙台市					本吉郡南三陸町	名取市							

宮城県立拓桃支援学校		宮城県立光明支援学校	宮城県立聴覚支援学校	宮城県立視覚支援学校	(略)	宮城県志津川高等学校	宮城県女川高等学校	(略)	宮城県農業高等学校	宮城県名取北高等学校	(略)	宮城県第二工業高等学校	宮城県工業高等学校
仙台市					本吉郡南三陸町	牡鹿郡女川町	名取市						

○支援学校の新設

○高等学校の廃止

○高等学校の移転

<p>別表第一 (略)</p> <p>別表第二 (略)</p>	<p>宮城県立西多賀支援学校</p> <p>(略)</p>
---------------------------------	-------------------------------

<p>別表第一 (略)</p> <p>別表第二 (略)</p>	<p>宮城県立西多賀支援学校</p> <p>(略)</p>
---------------------------------	-------------------------------

--	--

第4号議案

校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について

校長及び教員の採用手続に関する規則（昭和31年宮城県教育委員会規則第9号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成26年3月17日提出

宮城県教育委員会教育長 高橋 仁

(参考)

## 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正の概要について

### 1 改正の趣旨

教員採用候補者選考に際しての健康診断書（様式第七号）については、現在、審査資料として出願者に提出を求めているものであるが、出願者の選考に際し、第2次選考で実施している個人面接等で健康状態の確認を行うことで、その代替が可能と判断されるため、出願者の負担軽減を図る観点から提出を求めないこととするもの。

### 2 改正の内容

第2条第2号中、「ニ 健康診断書（様式第七号）」を削除し、「ホ その他教育長が必要と認めるもの」を「ニ その他教育長が必要と認めるもの」とする。

### 3 施行期日

平成26年4月1日

校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則  
校長及び教員の採用手続に関する規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第九号）の一部を次の  
ように改正する。

第二条第二号中ニを削り、ホをニとする。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

改 正 後	改 正 前	備 考
<p>第一条（略）</p> <p>第二条 校長及び教員の採用を出願する者（以下「出願者」という。）は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める書類を委員会に提出しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 教員の採用を出願する場合（第三号の場合を除く。） イ〜ハ（略）</p> <p>ニ その他教育長が必要と認めるもの</p> <p>三（略）</p> <p>第三条〜第五条（略）</p>	<p>第一条（略）</p> <p>第二条 校長及び教員の採用を出願する者（以下「出願者」という。）は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める書類を委員会に提出しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 教員の採用を出願する場合（第三号の場合を除く。） イ〜ハ（略）</p> <p>ニ 健康診断書（様式第七号）</p> <p>ホ その他教育長が必要と認めるもの</p> <p>三（略）</p> <p>第三条〜第五条（略）</p>	<p>「ニ 健康診断書（様式第七号）」を削除する。</p>